

- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
- (12) 技術提案の採否等 技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
- (13) 関連情報を入力するための照会窓口 上記 4(1)に同じ。
- (14) 一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者の参加 上記 2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない者も、上記 4(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に、当該一般競争(指名競争)参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- 当該一般競争(指名競争)参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」(令和 2 年 3 月 31 日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示)別記に掲げる当該者(当該者が経常 J V である場合においては、その代表者。)の本店所在地(日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課(〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館 8 階 電話 06-6942-1141(代))においても当該一般競争(指名競争)参加資格の認定に係る申請を受け付ける。
- (15) 詳細は入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : MIZOGUTI Hiroki Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
- (2) Classification of the services to be procured : 41

- (3) Subject matter of the contract :
- (A) Construction work of the superstructure of JR viaduct in Singu Kiho road
- (B) Construction work of the superstructure of D lamp bridge and others at Kasihara Takada IC in Yamato Gose road
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 24 November 2020
- (5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12:00 P.M. (noon) 12 February 2021 (tenders brought along 12:00 P.M. (noon) 12 February 2021 or tenders submitted by mail 12:00 P.M. (noon) 12 February 2021)
- (6) Contact point for tender documentation : (A)ASADA Mituru the first subsection chief : (B)YOKOYAMA Kazuya the second subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1-5-44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540-8586, Japan TEL 06-6942-1141

### 入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。  
令和 2 年 10 月 30 日

契約責任者 東日本高速道路株式会社  
新潟支社長 水口 和之

◎調達機関番号 417 ◎所在地番号 15

#### 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工事名 新潟支社管内 デジタル移動無線設備更新工事
- (3) 工事場所 関越自動車道  
自)群馬県利根郡みなかみ町小仁田(水上 I C)  
至)新潟県長岡市上除町(長岡 J C T)  
北陸自動車道  
自)富山県下新川郡朝日町月山(朝日 I C 含まず)  
至)新潟県新潟市江南区俵柳(新潟中央 J C T)

- 磐越自動車道  
自)新潟県東蒲原郡阿賀町津川(津川 I C)  
至)新潟県新潟市江南区久蔵興野(新潟中央 I C)  
日本海東北自動車道  
自)新潟県新潟市江南区俵柳(新潟中央 J C T)  
至)新潟県村上市南新保(荒川胎内 I C)  
上信越自動車道  
自)長野県上水内郡信濃町大字柏原(信濃町 I C 含まず)  
至)新潟県上越市大字中屋数字横手(上越 J C T)
- (4) 工事内容 本工事は新潟支社管内におけるデジタル移動無線設備の更新を行うものであり、これに伴う機器製作、撤去据付、配管配線、試験調整等の工事を行うものである。
- (5) 工事概算数量 基地局無線装置更新59基、車載型無線装置更新348台、携帯型無線装置更新67台
- (6) 工期 契約保証取得の日の翌日から690日間

#### 2 競争参加資格

- (1) 審査基準日(下記 3 に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第 6 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 3 年 3 月 31 日までに、工事種別「交通情報設備工事」に係る東日本高速道路株式会社の「平成 31・32 年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数(以下「経営事項評価点数」という。)が 1,100 点以上の者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く。)
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、東日本高速道路株式会社から「地域 4(新潟支社が所掌する区域)」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

- (5) 審査基準日において、平成 17 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工実績を有すること。  
ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が 20% 以上である場合に限り施工実績として認める。  
なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。  
同種工事 電波法で定める基地局について、下記①から③に示す全てを実施した工事  
① 機器の自社又は委託製作  
② 機器の設置  
③ 試験調整  
本工事の競争参加資格においては、東日本高速道路株式会社が発注した工事であって、かつ、確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされた工事は、企業の実績として認めない。  
また、工事成績評定点合計(以下「評定点合計」という。)を発注者から通知されている場合で、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。  
イ) 東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事  
ロ) 上記以外的高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事
- (6) 主要機器について、下記の条件を満たすこと。  
① 本工事において設置する主要機器の製造予定業者が平成 17 年度以降に同種機器の納入実績を有すること。  
同種機器 電波法で定める基地局  
② 主要機器の故障、システム機能障害等において、復旧に必要な技術的助言や部品手配等の支援を 24 時間体制で有すること。
- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、本工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。